（平成27年10月版）

重要事項説明

ご加入にあたって

3大疾病付機構団信

3大疾病保障特約付団体信用生命保険（機構団信特約制度における「3大疾病保障付機構団体信用生命保険」と同義、以下「3大疾病付機構団信」といいます。）のご加入にあたっては、**【契約概要】【注意喚起情報】【正しく告知いただくために】**の内容とあわせて、この保険の目的がご自身の加入目的に合致しているかを必ずご確認ください。

なお、3大疾病付機構団信にご加入後、団体信用生命保険（死亡・高度障害のみ保障、機構団信特約制度における「機構団体信用生命保険」と同義、以下「機構団信」といいます。）に変更することはできませんのでご注意ください。

契　約　概　要

※この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解くださいますようお願いいたします。

1．3大疾病付機構団信の特徴

○この保険は、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）を契約者とし、民間金融機関から融資を受け、その融資の資金受取日と同日に機構が民間金融機関から債権を譲り受ける融資制度（フラット35（買取型））の当該債権の債務者、または機構等から融資を受けた債務者のうち、所定の加入条件（※）を満たした方を被保険者とする保険契約で、被保険者が保険期間中に**「2.保険金のお支払いについて」**に記載のお支払事由に該当された場合に、機構が生命保険会社から受け取る保険金をもって、被保険者の債務の弁済に充当することを目的とする団体保険です。

○保険金額は債務の残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（逓減）いたします。そのため、例えば所定の“悪性新生物（がん）”と診断確定された時点の債務額と死亡時の債務額が異なる場合もあり、ご請求いただく保険金の種類により支払われる保険金額が異なる場合があります。保険金が支払われる場合等この保険の契約内容について、ご家族にもあらかじめご説明をお願いいたします。

※加入条件：「申込書兼告知書」の記入日現在、満15歳以上満51歳未満（満51歳の誕生日の前日まで）の方で、地域担当幹事生命保険会社の加入承諾がある方

■　契約関係のイメージ

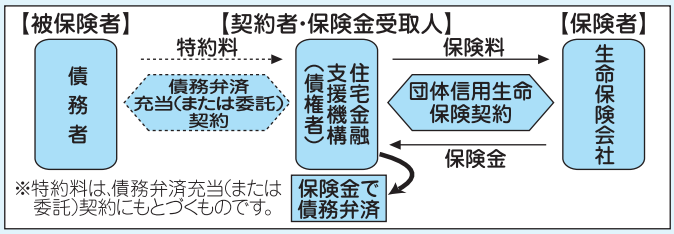

■　保険金額のイメージ

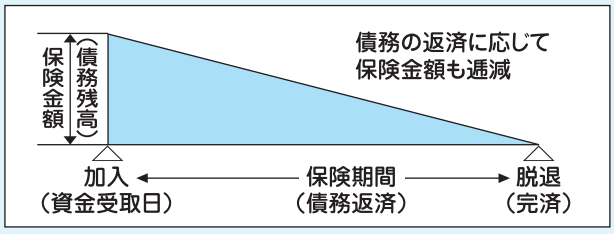

2．保険金のお支払いについて

○被保険者が次のいずれかに該当された場合、保険金が支払われます。

名　称		お　支　払　事　由
死亡保険金		保険期間中に死亡されたとき
高度障害保険金		保障開始日以後の傷害または疾病により、保険期間中に次のページに記載の所定の高度障害状態に該当されたとき
3大疾病保険金	悪性新生物（がん）	保険期間中に、所定の悪性新生物（がん）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき。ただし、以下の場合には保険金は支払われません。 －保障開始日前に所定の悪性新生物と診断確定されていた場合 －保障開始日からその日を含めて**90日以内**に所定の悪性新生物と診断確定された場合 －保障開始日からその日を含めて**90日以内**に診断確定された所定の悪性新生物の再発・転移等と認められる場合
	急性心筋梗塞	保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき。 ①次ページに記載の表1に定める急性心筋梗塞（以下「急性心筋梗塞」といいます。）を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて**60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続**したと医師によって診断されたとき。 ②急性心筋梗塞を発病し、**その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所（※1）において手術（※2）を受けたとき。（平成27年10月1日以後の手術日が対象。）**
	脳卒中	保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に次のいずれかの状態に該当したとき。 ①次ページに記載の表1に定める脳卒中（以下「脳卒中」といいます。）を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて**60日以上、言語障害、運動失調、麻ひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続**したと医師によって診断されたとき。 ②脳卒中を発病し、**その脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所（※1）において手術（※2）を受けたとき。（平成27年10月1日以後の手術日が対象。）**

※1　「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。
（1）医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所
なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
（2）前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

※2　急性心筋梗塞および脳卒中について対象となる「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものであり、かつ、次の①～④に該当するものを指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。
①開頭術　②開胸術　③ファイバースコープ手術　④血管・バスケットカテーテル手術

○所定の悪性新生物（がん）には、**上皮内がん**（子宮頸がん0期・非浸潤がん・食道上皮内がん・大腸粘膜内がん等があります）**や皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんは含まれません。**お支払対象となる悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中の詳細につきましては、2ページをご覧ください。

○悪性新生物（がん）の診断確定について、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定を認めることがあります。

○死亡保険金・高度障害保険金・3大疾病保険金のうちいずれかの保険金が支払われた場合には、以後その他の保険金は支払われません。

これらの書類は重要なものです。「3大疾病付機構団信特約制度申込書④（お客さま控）」とともに大切に保管ください。

機構団信特約制度　共同引受生命保険会社

2. 保険金のお支払いについて（1頁からの続き）

●高度障害保険金・3大疾病保険金のお支払対象について

高度障害保険金のお支払対象となる高度障害状態ならびに3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中については、以下の通りです。

○所定の高度障害状態とは以下のいずれかの状態をいいます。

①両眼の視力を全く永久に失ったもの
②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

備考

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分では出来ず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

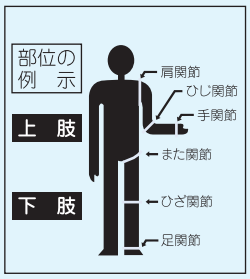

2. 眼の障害（視力障害）
（1）視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
（2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
（3）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障害
（1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
（2）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

○3大疾病保険金のお支払対象となる悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中

対象となる悪性新生物（がん）、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

表1　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1.悪性新生物	厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学　第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のもの ／3…悪性、原発部位 ／6…悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9…悪性、原発部位又は転移部位の別不詳
2.急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 （1）典型的な胸部痛の病歴 （2）新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 （3）心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3.脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2　対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類コード

疾病名	分類項目	基本分類コード
1.悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00-C14
	消化器の悪性新生物	C15-C26
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30-C39
	骨および関節軟骨の悪性新生物	C40-C41
	皮膚の悪性黒色腫	C43
	中皮および軟部組織の悪性新生物	C45-C49
	乳房の悪性新生物	C50
	女性生殖器の悪性新生物	C51-C58
	男性生殖器の悪性新生物	C60-C63
	腎尿路の悪性新生物	C64-C68
	眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69-C72
	甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73-C75
	部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76-C80
	リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81-C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
	真正赤血球増加症〈多血症〉	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち	
	慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
	本態性（出血性）血小板血症	D47.3
	リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち	
	ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0
2.急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I20－I25）のうち、	
	（1）急性心筋梗塞	I21
	（2）再発性心筋梗塞	I22
3.脳卒中	脳血管疾患（I60－I69）のうち、	
	（1）くも膜下出血	I60
	（2）脳内出血	I61
	（3）脳梗塞	I63

3. 保障開始日について

○保障開始日は、フラット35を申込みされた方は、資金受取日（機構による買取日）、機構等からの融資の申込みをされた方は、資金受取日（資金を分割して受け取られる場合には、最終回資金受取日）となります。（引受生命保険会社は、保障開始日より保険契約上の責任を負います。）

4. 保障の終了（保険契約からの脱退）について

○被保険者は次の①から⑧のいずれかが到来したときに、この保険契約から脱退となります。

①満80歳の誕生日の属する月の末日
ただし、満75歳の誕生日の属する月の翌月以降の保障内容については、「5.満75歳の誕生日の属する月の翌月以降の保障内容について」をご覧ください。

②払込期限までに特約料のお払込みがなかった場合、その払込期日の属する月の末日

③脱退の申出があった場合、脱退を申し出た日の属する月の末日

④最終返済日前に全額繰上返済、債務の引受けに係る契約の締結その他により、機構等との債権債務関係が消滅した日

⑤フラット35の買取りの効力が失われたとき

⑥フラット35および機構等との融資の契約（金銭消費貸借契約）による最終返済日

⑦提出した「申込書兼告知書」に事実を告げなかったか、事実と異なることを告げ、加入者の部分の団信契約（機構と生命保険会社との保険契約）が解除されたとき

⑧詐欺・不法取得目的により団信加入者となり、加入者の部分の団信契約が取消しまたは無効とされたとき

5. 満75歳の誕生日の属する月の翌月以降の保障内容について

○満75歳の誕生日の属する月の翌月1日からは、3大疾病保障のない機構団信（死亡・高度障害のみ保障）の被保険者となり、死亡保険金、高度障害保険金のみがお支払の対象となり、3大疾病保険金は支払われません。

6. 引受生命保険会社について

○この保険契約は、地域担当幹事生命保険会社を幹事会社とする生命保険契約です。共同引受生命保険会社は各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、地域担当幹事生命保険会社、共同引受生命保険会社および引受割合は変更することがあります。

※共同引受生命保険会社および地域担当幹事生命保険会社については、「機構団信特約制度のご案内（冊子）」の「機構団信特約制度共同引受生命保険会社欄」および「地域担当幹事生命保険会社欄」をご参照ください。

7. 3大疾病付機構団信に関するご照会先について

○契約に関する諸手続き等につきましては、借入手続きを行う金融機関等またはお客様コールセンター（「機構団信特約制度のご案内（冊子）」の裏表紙をご参照ください。）にお問い合わせください。

○「申込書兼告知書」の内容につきましては、地域担当幹事生命保険会社（「機構団信特約制度のご案内（冊子）」の「地域担当幹事生命保険会社欄」をご参照ください。）にお問い合わせください。

8. 一般社団法人生命保険協会による「生命保険相談所」について

○この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

○一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（「生命保険相談所」「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス　http://www.seiho.or.jp/をご覧ください。）

○なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊　＊

■生命保険契約者保護機構について（お知らせ）

○この保険契約の共同引受生命保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
（生命保険契約者保護機構　TEL　03-3286-2820　月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時　ホームページアドレス:http://www.seihohogo.jp/）

注 意 喚 起 情 報

※この「注意喚起情報」は、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。
ご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解くださいますようお願いいたします。

1. 告知義務について

○現在および過去の健康状態等、生命保険会社が「申込書兼告知書」でおたずねすることについてありのままにお知らせいただくことを告知といい、ご加入にあたっては、告知いただく義務があります。6ページに記載の**「正しく告知いただくために」を必ずご確認のうえ**、加入申込者ご本人が「申込書兼告知書」にご記入ください。
○現在または過去の健康状態等によっては、ご加入をお断りすることがあります。

2. 保険金のご請求について

○万一、被保険者がお支払事由に該当された場合には、被保険者等からの関係書類提出に基づき、保険金受取人である機構が保険会社に請求し、保険金が支払われます。保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに取扱金融機関等にご連絡いただく必要がありますので、ご家族の方々にもあらかじめご説明ください。
○この保険契約により支払われる保険金額は、機構から請求された保険金のお支払事由に被保険者が該当されたときの債務額を基準に定まりますので、ご請求される保険金の種類（死亡保険金、高度障害保険金、3大疾病保険金）により支払われる保険金額が異なる場合があります。
○例えば、
（1）被保険者が所定の高度障害状態に該当された後に死亡された場合、所定の高度障害状態の固定日における債務額が死亡日における債務額を上回る場合があります。
（2）被保険者が3大疾病保険金のお支払事由に該当された後に死亡された場合、3大疾病保険金のお支払事由の該当日における債務額が死亡日における債務額を上回る場合があります。
○死亡保険金お支払い後は、高度障害保険金、3大疾病保険金は支払われませんので、保険金のご請求にあたっては十分ご留意ください。

例1.「喉頭がん」で死亡。死亡1年前に「喉頭全摘出」の手術を受けられており、手術時点で所定の高度障害状態（言語を発することができなくなった）と判断される場合
例2.「胃がん」で死亡。死亡日の10カ月前に悪性新生物（胃がん）と診断確定されていた場合

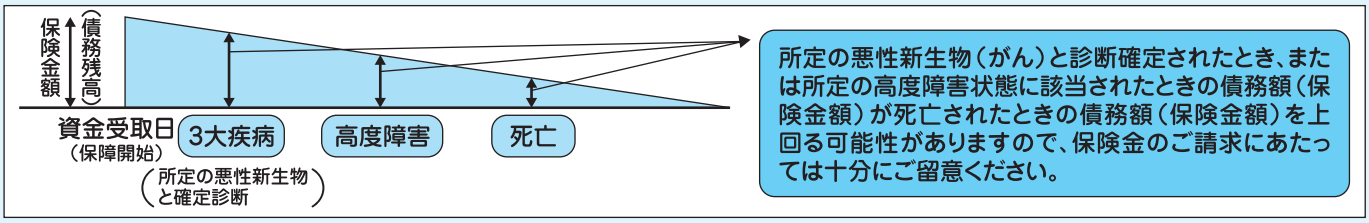

○死亡保険金・高度障害保険金・3大疾病保険金のいずれか一つの保険金が支払われた場合、その被保険者についての保障は、その保険金のお支払事由に該当した時点で終了し、以後保険金受取人（機構）から他の保険金の請求がなされても、他の保険金は支払われません。
※原因となる傷病が保障開始日前に生じている場合には、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、健康状態等について、告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障害保険金をお支払いできません。

3. 保険金が支払われない場合

○次のような場合には、保険金は支払われません。

（1）免責事由によりお支払事由に該当された場合

免 責 事 由	死亡保険金	・保障開始日から1年以内の自殺　・保険契約者または保険金受取人の故意　・戦争その他の変乱（＊）
	高度障害保険金	・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意　・戦争その他の変乱（＊）

（＊）ただし、戦争その他の変乱によりお支払事由に該当した被保険者数に応じ、保険金が全額または削減して支払われることがあります。

（2）告知義務違反による解除の場合

「申込書兼告知書」にて事実を告げなかったかまたは事実と異なることを告げ、この保険契約のその被保険者についての部分が解除された場合には、保険金は支払われません。（ただし、お支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、支払われます。）

（3）保障開始日前に生じている傷病を原因とする場合

高度障害保険金	高度障害保険金のお支払いは、高度障害状態の原因となる傷害または疾病が保障開始日以後に生じた場合に限ります。原因となる傷病が保障開始日より前に生じていた場合は、その傷病をご加入時に告知いただいた場合でも、お支払いの対象となりません。
3大疾病保険金	急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いは、その原因となる疾病が保障開始日以後に生じた場合に限ります。原因となる疾病が保障開始日より前に生じていた場合は、その疾病をご加入時に告知いただいた場合でも、お支払いの対象となりません。

＜具体例（高度障害保険金の場合）＞

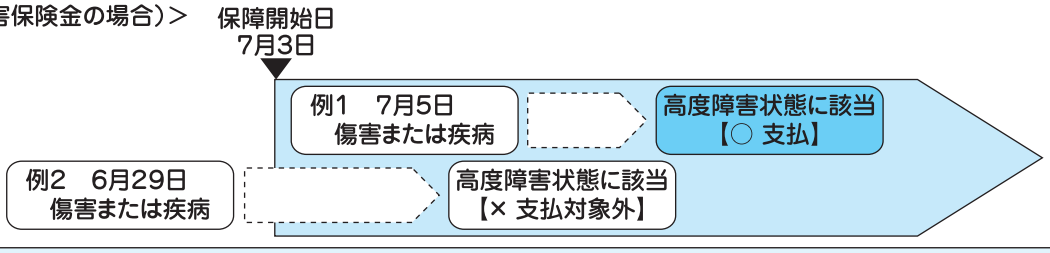

（4）お支払事由に該当しない場合

●高度障害状態についての具体例

a.「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当しない具体例
・視野狭さく（視野が狭くなってしまう状態）および眼瞼下垂（上まぶたが下がって目が閉じたままか、わずかしか開かない状態）による視力障害は視力を失ったものとみなしません。

3. 保険金が支払われない場合（4頁からの続き）

（4）お支払事由に該当しない場合

b. 「言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの」に該当しない具体例

・消化器官の障害によるものは、「言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの」には含まれません。

c. 「中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」、「胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」に該当しない具体例

・関節リウマチ（慢性）は関節の疾病であり、「中枢神経系・精神、または胸腹部臓器」に障害を残すものに該当しません。

・左半身の麻ひが生じ、入浴や排泄の後始末、歩行についてはいずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で通常通りできる場合など、半身麻ひの場合は、「常に介護を要する」状態でなければ高度障害状態には該当しません。

・腎臓病における人工透析や心臓永久ペースメーカーの埋め込みの場合、それのみでは「常に介護を要する」状態に該当しません。

※「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。特別の器具（介護用品等）を使用して自力でできる場合は含まれません。

d. その他

・以下のようなケースについては、一般的に、回復の見込があり症状が固定していないため高度障害状態には該当しません。

◆受傷・発病から日が浅く、障害状態が固定しているとはいえない場合

◆リハビリにより当初の障害状態が改善される可能性があり、症状が固定しているとはいえない場合

◆悪性腫瘍等により緩和ケアー治療中である場合

・団体信用生命保険の高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態は、身体障害者手帳の等級、国民年金法の障害等級、公的介護保険制度による要介護認定などと、基本的に認定内容が異なります。

・障害により就業が不可能となり収入が得られなくなることと、高度障害状態に該当することとは必ずしも一致しません。

※地域担当幹事生命保険会社はご提出いただいた診断書のみをもって判定を行うことが困難である場合、後日被保険者のご了解のもとに医療関係者等に確認させていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。

※高度障害保険金をご請求いただいた時点で高度障害状態に該当しない場合でも、その後の症状の進行により該当する場合もあります。その場合は該当した時点で再度保険金をご請求いただきます。

●悪性新生物（がん）について

①上皮内がん・所定の皮膚がん

・上皮内がん（上皮内がんには、子宮頸がん0期・非浸潤がん・食道上皮内がん・大腸粘膜内がん等があります。）や皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんはお支払いの対象となりません。

②保障開始日前に診断確定された悪性新生物（がん）

・保障開始日前に所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されていた場合には、その事実を被保険者が知っているといないとにかかわらず、保障開始日以後に新たに所定の悪性新生物に罹患したと診断確定されても、お支払いの対象となりません。

・保障開始日以後に罹患したと診断確定された所定の悪性新生物の発生部位が保障開始日前に診断確定された所定の悪性新生物と異なる場合も、お支払いの対象となりません。

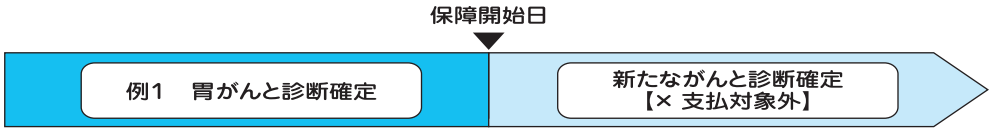

③保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された悪性新生物（がん）

・保障開始日からその日を含めて90日以内に診断確定された所定の悪性新生物および当該悪性新生物の再発・転移等と認められる場合はお支払いの対象となりません。
ただし、保障開始日からその日を含めて90日以内に所定の悪性新生物と診断確定された場合についても、その後当該悪性新生物の再発・転移等ではなく新たに所定の悪性新生物に罹患したと診断確定された場合には、お支払いの対象となります。

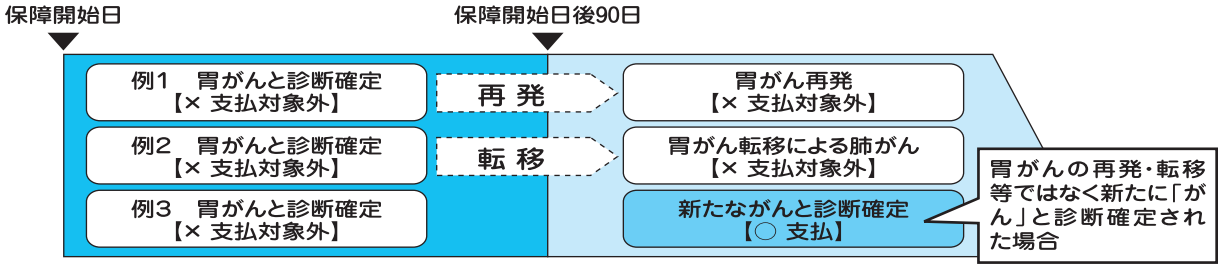

（5）詐欺取消し・不法取得目的による無効の場合

契約者または被保険者による詐欺の行為を原因として、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が取消しとされた場合、または、契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があって、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が無効である場合には、保険金は支払われません。

（6）重大事由による解除の場合

契約者、被保険者または保険金受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をした場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が解除された場合には、保険金は支払われません。

4. 保険金額の上限について

○ご加入いただける保険金額の上限は1億円となります。ただし、現在、フラット35（買取型）または機構融資等（旧住宅公庫融資、旧住宅公庫融資と併せて融資を受けた年金融資及び沖縄公庫融資を含む）を返済中で、機構団信特約制度（機構団信・3大疾病付機構団信）に加入中の場合（今回同時に申込む分を含みます。）には、その保険金額（債務残高）を合算して1億円までの場合に限ります。

○既にご加入されている場合は、「申込書兼告知書」に既加入の保険金額を必ずご記入ください。

正しく告知いただくために

※この書面には、ご加入に際して、加入申込者ご本人に正しく告知いただくための重要な事柄について記載しております。「申込書兼告知書」にご記入いただく前に必ずご確認いただき、内容をご理解のうえ、告知いただきますようお願いいたします。**万一正しく告知がなされない場合には、「告知義務違反」として保険金が支払われない場合があります。**

1 健康状態等について、加入申込者ご本人がありのままを告知ください。（告知義務）

○加入申込者には健康状態等について告知いただく義務があります。したがいまして、ご加入にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害等、生命保険会社が**「申込書兼告知書」でおたずねする事項（「申込書兼告知書」の青色の部分）について、加入申込者ご本人が、事実をありのまま正確にもれなくご記入ください。**
（※）借入金額（保険金額）が合計3,000万円を超える場合には、「申込書兼告知書」に加え、「健康診断結果証明書」をご提出いただきます。（既に3大疾病付機構団信に加入されている場合（今回同時に申込む分を含みます。）はその保険金額（債務残高）を通算します。）

2 機構・金融機関・生命保険会社の職員等へお話しいただいても告知したことにはなりません。

○機構・金融機関の担当者・生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）等は告知をお受けする権限がなく、口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりません。告知にあたっては、「申込書兼告知書」にご記入のうえご提出ください。

3 傷病歴等がある場合でも、全てのご加入をお断りするものではありません。

○現在または過去の健康状態等によっては、契約者間および加入者（被保険者）間の公平性を保つため、ご加入をお断りすることがあります。ただし、傷病歴等がある場合（「申込書兼告知書」の告知事項2～5に該当する場合）でも、現在の健康状態によっては、ご加入をお引受けできる場合がありますので、事実をありのまま正確に告知ください。なお、悪性新生物（上皮内がん・皮膚がんを含む）と診断されたことがある方は3大疾病付機構団信にご加入できません。
○傷病歴等がある場合（「申込書兼告知書」の告知事項2～5に該当する場合）のお引受けの判断に際しては、「医師の診断書等」をご提出いただくことがあります。
（※）「申込書兼告知書」への傷病歴等の記入の有無にかかわらず、生命保険会社で保有するお客様情報により、ご加入をお断りすることがあります。

4 「告知義務違反」があった場合、保険金が支払われない場合があります。

○告知いただく事項は、「申込書兼告知書」に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、保障開始日から2年以内であれば「告知義務違反」としてこの保険契約のその被保険者についての部分が解除される場合があります。お支払事由が発生した後においても解除される場合があります。
○3大疾病保障特約については、保障開始日から2年を超えて継続した場合であっても、2年以内に解除の原因となる事実により3大疾病保険金のお支払事由が生じているとき（保障開始日前に原因が生じていたことにより、3大疾病保険金が支払われない場合を含みます。）には、「告知義務違反」として解除される場合があります。
○次のような事例は、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合にあたります。

（事例1）医師の治療（診察・検査・指示・指導を含みます）・投薬を受けているにもかかわらず、その旨の告知をされなかった。
（事例2）Aの病気を治療中にもかかわらず、Aと異なるBの病気について治療中である旨を告知された。
（事例3）A・B両方の病気を治療中にもかかわらず、Aの病気についてのみ治療中である旨を告知された。
（事例4）「申込書兼告知書」の記入日（告知日）欄に「告知事項の実際の記入日」以外の日を記入され、記入日（告知日）の健康状態が事実と相違した。

○解除された場合には、お支払事由が発生していても、保険金は支払われません。既に保険金が支払われていたときは、生命保険会社はその返還を請求します。（ただし、お支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、保険金は支払われます。）
（※）なお、「告知義務違反」として解除される場合以外にも、保険金が支払われない場合があります。例えば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保障開始日から2年経過後でも、詐欺による取消しを理由として、保険金が支払われないことがあります。

5 借換え融資について

借換え融資の場合は、以下の点について十分ご注意ください。
○あらためて団体信用生命保険にご加入いただくことになりますので、借換え日があらたな保障開始日となります。このため、借換え前にご加入いただいていた団体信用生命保険からの保障は継続いたしません。
○あらたに「申込書兼告知書」に告知していただく必要があります。
○告知が必要な傷病歴等がある場合は、あらたなご加入をお引受けできなかったり、その告知を正しくされなかったために告知義務違反としてこの保険契約のその被保険者についての部分が解除となり、保険金が支払われない場合があります。

告知に関してご不明な点がございましたら・・・

○告知を行うにあたり、ご不明な点がございましたら、「機構団信特約制度のご案内（冊子）」の裏表紙『「申込書兼告知書」「重要事項説明」「健康診断結果証明書」についてのお問い合わせ先』に記載の地域担当幹事生命保険会社の照会先までご照会ください。